

法(三十八條の五)三十八條の八)

して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【参】規則 第五百条

第三十八條の五 液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並

びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生に防

止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が行う。

3 液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手続その他液化石油ガス

設備士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

【参】(液化石油ガス設備士試験)

規則 第百条

(筆記試験の科目等)

規則 第百一条

(筆記試験の免除)

規則 第百二条

(技能試験)

規則 第百三条

(受験手続等)

規則 第百四条

第三十八條の六 都道府県知事は、経済産業省令で定めるところによ

り、協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定試験機関」とい

う。)に、液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務(以下「試験

事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

【参】(官報公示)

法 第八十八條第一項第三号の三

2 都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試

験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の

(液化石油ガス設備士の講習)

第三十八條の九 液化石油ガス設備士は、経済産業省令で定めるところ

により、協会又は経済産業大臣が指定する者の行う液化石油ガス設備

工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発

生の防止に関する講習を受けなければならない。

【参】規則 第百九条

(官報公示)

法 第八十八條第一項第二号の四

2 前項の指定期間に関する事項は、経済産業省令で定める。

(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)

第三十八條の十 液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして経済産

業省令で定める液化石油ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備

工事」という。)の事業を行う者(以下「特定液化石油ガス設備工事

事業者」という。)は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開

始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する

都道府県知事に届け出なければならない。

【参】規則 第百二条

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その他経済産業省令で定める事項

【参】規則 第百三条

2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各号の事項に変更があつ

たときは特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞

なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない

い。

【参】規則 第百四条

(施工後の表示)

第三十八條の十一 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油

ガス設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項におい

て同じ)をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該

特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場

所に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産業省令で定める事項

を記載した表示を付さなければならない。

【参】(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事)

規則 第百五条

(表示の方法)

規則 第百六条

(表示すべき事項)

規則 第百七条

(記録の保存等)

第三十八條の十二 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油

ガス設備工事をしたときは、経済産業省令で定める事項に関する記録

を作成し、経済産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定

液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存しなければならない。

【参】(記録すべき事項)

規則 第百八条

(電磁的方法による保存)

規則 第百八条の二

(記録及び配管図面の保存の方法)

2 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事すると

きは、液化石油ガス設備士免状を携帯していなければならない。

うに、その作業をしなければならない。

の五の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するよ

設備についてのものである場合にあつてはその消費設備が第二十五条

産業省令で定める技術上の基準に、当該液化石油ガス設備工事が消費

ものである場合にあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の経済

に従事するときは、当該液化石油ガス設備工事が供給設備についての

(液化石油ガス設備士の義務)

【参】規則 第百八条

で定めるものに限る。以下同じ。)に従事してはならない。

る災害の発生防止上重要と認められる作業であつて、経済産業省令

書の作業(特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによ

第三十八條の七 液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工

(液化石油ガス設備工事の作業に関する制限)

定試験機関に通知しなければならない。

おせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指

ることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行

4 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わ

報告しなければならない。

た試験事務を行わせることとしたときは、その旨を経済産業大臣に

その試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとし

3 都道府県知事は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関に

全部又は一部を行わぬものとする。

規則(九十六条―百三参)

した無帽かつ正面上半身像の無背景のもの。第九十七条において同一(一)一枚を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない

- 一 液化石油ガス設備士試験に合格した者であつて、当該試験を実施した都道府県知事(法第三十八条の六第一項の規定に基づき、当該試験の実施に関する事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む)
二 液化石油ガス設備士講習の課程を修了した者であつて、その者の居住地を管轄する都道府県知事
三 法第三十八条の四第二項第三号の認定を受けた者であつて、当該認定を行った都道府県知事

(免状の様式)

第九十六条 免状は、様式第五十二によるものとする。

(免状の再交付の手続)

第九十七条 免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真一枚を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

- 3 免状を失つてその再交付を受けた者は、失つた免状を発見したときは遅滞なく、免状の再交付を受けた都道府県知事にこれを提出しなければならない。
2 免状を汚し、又は損じて前項の申請をするときは、申請書に当該免状を添付しなければならない。

第九十八条 液化石油ガス設備士は、免状の記載事項に変更を生じたときは、様式第五十四による申請書に書換えの理由を証明する書類及び

(免状の書換え)

- 一 配管用材料及び工具の使用
二 硬質管の加工及び接続
三 器具等の取付け
四 気密試験の実施
五 漏えい試験の実施
(受験手続等)

第九十四条 試験(法第三十八条の六第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を行わせることとした協会又は指定試験機関(以下「協会等」という。)が行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第五十五による受験願書に写真を添付してその希望する受験地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、第二百二条の規定により筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。

- 2 協会等がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該協会等が定めるところにより、受験願書及び写真を当該協会等に提出しなければならない。
3 第一項後段の規定は、協会等がその試験事務を行う試験について準用する。
4 都道府県知事は、試験を実施する期日、場所、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項を、あらかじめ公示しなければならない。
5 都道府県知事が前項の公示の事務を含む試験事務を協会等に行わせるている場合にあつては、前項の公示は、協会等が行うものとする。(免状交付事務の委託人)

規則(百四条―百八参)

当該免状を添付して当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請が住所に関する事項の変更である場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により免状の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができなときは、免状の書換えを申請しようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。
(免状の返納)
第九十九条 法第三十八条の四第四項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

(液化石油ガス設備士試験)

第一百零条 液化石油ガス設備士試験(以下「試験」という。)は、筆記試験及び技能試験により行う。

(筆記試験の科目等)

第一百一条 筆記試験の科目及びその範囲は、それぞれ第八十九条の表(実習の項を除く。)の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(筆記試験の免除)

第一百二条 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、都道府県において実施される次回試験の筆記試験を免除する。

(技能試験)

第一百三条 技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対し、次に掲げる事項について行うものとする。

第一百五条 法第三十八条の四の二の経済産業省令で定める法人は、協会とする。

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第一百六条 令第七条第一号の二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託契約の金額
二 委託契約代金の支払の時期及び方法
三 協会の都道府県知事への報告に関する事項
(免状交付事務に係る公示)
第一百七条 令第七条第二号の規定により、都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

一 委託に係る免状交付事務の内容

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

(液化石油ガス設備工事の作業)

第一百八条 法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。
一 硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業
二 硬質管の相互を接続し(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。)、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業
三 次に掲げる器具等と硬質管を接続し(から二までに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。)、又は取り外す作業
(気化装置)

規則(百九条百十四条)

- ロ 調整器
- ハ ガスメーター
- ニ 自動ガス遮断器
- ホ バルブ
- ヘ ガス栓

四 地盤下に埋設する硬質管に腐しよく防止措置(電気防しよく措置を除く)を講ずる作業

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

第百九条 法第三十八條の九第一項の規定により液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から三年以内に、第一回の講習を受けた日(前項の講習を受けた日)の属する年度の翌年度の開始日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

第百十条 法第三十八條の九第一項の規定による指定は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生防止に関する講習を公正かつ適確に実施することができる者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものについて行う。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、前号に該当する者がある者

項の変更又は事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事)

第百十五条 法第三十八條の十一の経済産業省令で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給するための供給設備の設置又は変更(供給管の変更を伴うものに限る)に係るもの

二 ガスメーターと一の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において四メートル以上となる消費設備の設置又は変更(配管の変更を伴うものに限る)に係るもの(前号に該当するものを除く)

(表示の方法)

第百十六条 法第三十八條の十一の規定により、特定液化石油ガス設備工事業者は、当該工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。

第百十七条 法第三十八條の十一の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定液化石油ガス設備工事業者の氏名又は名称

二 施工年月又は工事番号

三 連絡先

(記録すべき事項)

第百十八条 法第三十八條の十二第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

規則(百十五条百二十条)

第百十一条 法第三十八條の十一第一項の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事(特定液化石油ガス設備工事)

一 硬質管相互の接続(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く)若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続(イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く)又は取り外しに係る工事

- イ 気化装置
- ロ 調整器
- ハ ガスメーター
- ニ 自動ガス遮断器
- ホ バルブ
- ヘ ガス栓

(事業の開始の届出)

第百十二条 法第三十八條の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。

(届出事項)

第百十三条 法第三十八條の十第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、法第三十八條の十二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法とする。

(変更等の届出)

第百十四条 法第三十八條の十第二項の規定により同条第一項各号の事

一 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所

二 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日

三 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名

四 施工後の気密試験の結果

(電磁的方法による保存)

第百十八条の二 法第三十八條の十二第一項に規定する記録及び配管図面は、前条各号に掲げる事項及び配管図面の内容を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法)を用いて直ちに表示されることができ、前項の規定による保存をする場合には、同項の記録及び配管図面が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

【参】電磁的方法保存基準告示

(記録及び配管図面の保存の方法)

第百十九条 法第三十八條の十二第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事業者は、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。

い。

(事業所に備えるべき器具)

第百二十条 法第三十八條の十三の経済産業省令で定める器具は、自記圧力計とする。

は、次の各号に掲げるものとする。